

大仙市が発注する工事における配置予定技術者の特例措置に係る手続きについて

平成26年4月1日
建設部都市管理課
総務部契約検査課

国、県発注の工事（以下「他工事」という。）に専任で配置又は配置予定の主任技術者を、別紙1大仙市が発注する工事における配置予定技術者の特例措置（以下「大仙市配置予定技術者特例措置」という。）により大仙市が発注する工事（以下「市工事」という。）に兼務しようとする場合の手続きについては、当面の間、以下のとおり取り扱うものとする。

市工事に入札参加する場合の手続き

- ① 他工事に配置又は配置予定の主任技術者を、入札の対象となる市工事（以下「入札対象工事」という。）に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加予定者は、「大仙市配置予定技術者特例措置」で認める市工事であるか否かを大仙市契約検査課に照会するものとする。
- ② 上記①の照会のあった場合、大仙市契約検査課は、「大仙市配置予定技術者特例措置」により専任の主任技術者の兼務を認める市工事であるか否かについて回答するものとする。
なお、兼務を認める工事であると回答した市工事においても、入札の結果、低入札価格調査を経て契約する場合は兼務を認めないものとする。
- ③ 他工事に配置している主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、大仙市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱様式第4号「配置予定技術者の現況」（以下「様式4号」という。）の「本工事に従事できると判断する理由」欄に『大仙市配置予定技術者特例措置により兼務』と記入し、別添様式に必要事項を記入のうえ添付するものとする。（記載例参照）
- ④ 上記に②において、他工事に配置している主任技術者が専任の主任技術者の場合は、入札参加者は、市工事に配置予定の専任の主任技術者とすることを事前に当該他工事の発注者から承認を得るものとする。
- ⑤ 同時期に入札中の他工事に配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、様式第4号「本工事に従事できると判断する理由」欄に上記③と同様に記載するものとする。この場合、「現在従事している建設工事の有無」欄には『無（入札中）』と記入するものとする。（記載例参照）

- ⑥ 落札候補者が上記③又は⑤により様式第4号に市工事に配置予定の専任の主任技術者を他工事との兼務する旨の記載があった場合は、大仙市入札契約資格審査委員会において、別紙1の判断基準に従い、専任の主任技術者の兼務を認め得るか否かを判断した上で、入札参加資格の審議を行うものとする。

また、上記④に該当する場合、大仙市契約検査課は、当該落札候補者が他工事に専任で配置される技術者を市工事に兼務させることの承認を得ていることを当該他工事の発注者に確認のうえ落札決定を行うものとする。

- ⑦ 他工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者とした落札者は、当該技術者を入札対象工事に配置する場合、当該他工事の発注者の手続きに従い承認を受けるものとする。